

## ○可茂衛生施設利用組合プロポーザル審査委員会設置条例

令和6年3月29日  
可茂衛生施設利用組合条例第2号

### (設置)

第1条 可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が発注する業務のうち、プロポーザル方式（公募又は指名により複数の事業者からその業務実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。）により事業者を選定する当該選定の審査をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、管理者が必要と認める業務ごとに、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から事業者を選定する日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

6 会議は、可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第2号）第5条の規定による可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）第7条第4号の規定に基づき非公開とする。

### (委員の除斥)

第6条 委員は、選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わる

ことができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、発注する業務を所管する課等において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。